令和8年度

補助対象経費と補助対象外経費について

補助対象経費

以下のうち、提案事業にかかる直接的な経費のみが対象です。
※　どの区分に該当するか不明な費用は、必ず事前にお問合せください。
提案書に記載がなく、事前相談のないものは対象になりませんのでご注意ください。

区　分	対象となるもの	対象とならないもの	条件
報償費	・講演会やイベント等の講師への謝礼	・団体構成員への支払い	テーマ設定型・課題解決型のみ対象
交通費	・団体の活動拠点（事務所の所在地）から、市内の活動場所への移動に係る経費 ・補助事業の当日または団体構成員以外の者との打合せ等に必要な移動に係る経費 ※　次頁の「交通費の詳細について」を参照してください。	・団体構成員だけで活動する際の経費 ・市外への移動に関する経費	スタート応援型（学生枠）のみ対象
消耗品費	・文房具、コピー用紙、インク、ファイル、消毒液など、1品1万円未満の物品	・食品、食材 ・団体構成員の勉強用の資料など、事業の中で直接使用しないもの ・個人所有となるもの	
燃料費	・事業で使用する草刈機や発電機等の燃料	・移動目的に使用する燃料 ※　スタート応援型（学生枠）のみ、交通費として計上できます。	
印刷製本費	・パンフレット、チラシ、ポスターなどの印刷代	・団体紹介や活動報告など、団体の運営に関する印刷物	補助金の助成事業であることが明記されていないものは、補助対象外
通信運搬費	・切手代、郵送代	・電話代 ・インターネット使用料	事業のために使用したと判断できないものは、補助対象外

保険料	・イベント保険やボランティア保険の掛金		
委託料	・会場設営や警備などの専門業務や資格等が必要な業務の委託料	・事務所の管理委託などの一般業務の委託料 ・個人への委託料(※)	テーマ設定型・課題解決型の場合
	・資格や免許が必要な業務の委託料	・会場設営や警備などの専門業務の委託料 ・事務所の管理委託などの一般業務の委託料 ・個人への委託料(※)	地域協働型・スタート応援型の場合
使用料 賃借料	・会場使用料 ・器材使用料 ・レンタカー代	・事務所などの家賃に相当するもの ・経常的に使用する機器の使用料	
備品購入費	・1品1万円以上の物品	・カメラ、パソコン、机など、事業以外にも団体が経常的に使用する物品	スタート応援型のみ対象
その他	・上記の区分にあてはまらない経費で、市長が特に認めたもの		事前に相談してください。

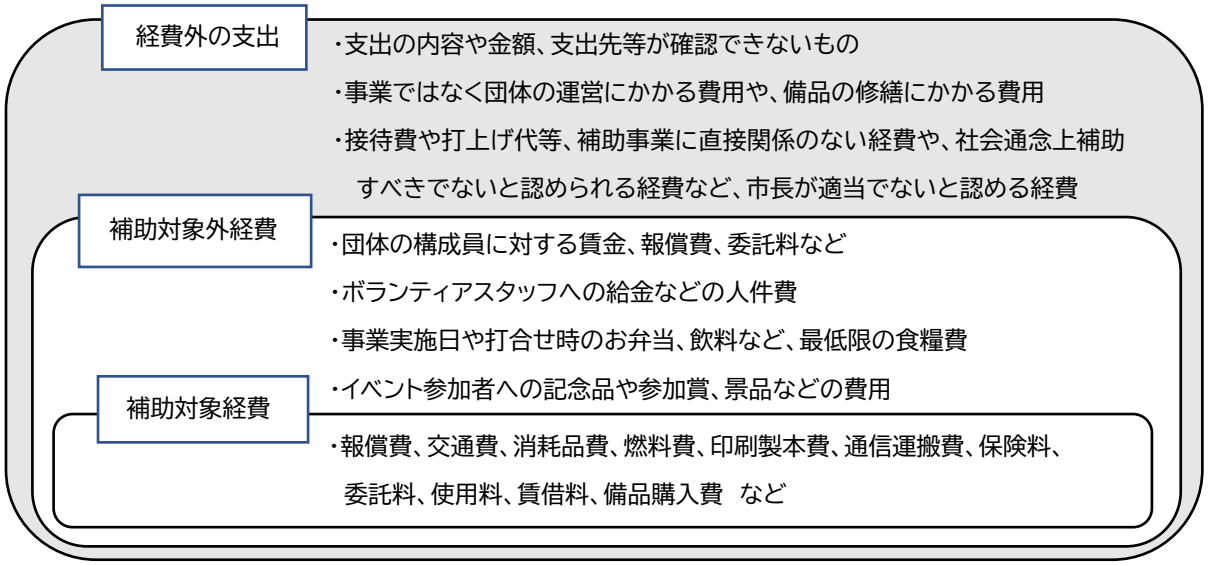
※ 交通費の詳細について【スタート応援型(学生枠)のみ】

移動の方法	対象となる経費	備考
車、バイク等	・燃料費	・自家用車を使用した場合は、1㎞あたり37円を、レンタカーの場合は領収書の金額を補助対象経費とする。
	・駐車場代(必要最小限の台数) ・駐輪場代	・施設等に無料駐車場がある場合は、そちらを優先して使用すること
バス・電車	・バス、電車の運賃	
その他		必ず事前に相談してください。

令和8年度

補助対象外経費

補助対象外経費とは・・・補助対象経費としては認められないが、事業実施に必要な経費
経費外の支出とは・・・事業の実施に直接的に必要とは考えにくい、または不適切な支出



※　どこに該当するか不明な費用は、必ず事前にお問合せください。